

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F R S  
(登記社名 株式会社フォーバル・リアルストレート)  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 林 聡  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 9 4 2 3 )  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 早 川 慎 一 郎  
( T E L 0 3 - 5 4 6 8 - 6 9 0 2 )

## 当社株式の「債務超過」の猶予期間入り銘柄及び監視区分銘柄の指定に関するお知らせ

当社は、平成24年3月期において、株式会社大阪証券取引所における規定により、債務超過の状態となったことから、猶予期間入り銘柄及び監視区分銘柄の指定を受けたことにつきまして、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 債務超過の猶予期間入り銘柄及び監視区分銘柄の指定について

当社は、平成24年6月20日付けで関東財務局に有価証券報告書を提出し、平成24年3月期決算において債務超過の状況となったことから、同日の株式会社大阪証券取引所からの発表のとおり、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号(債務超過)の猶予期間入り銘柄となり、同時に監視区分銘柄に指定されました。

#### 2. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

#### 3. 債務超過となった経緯

当社は、平成24年5月17日付「平成24年3月期 決算短信(非連結)」で発表しておりますとおり、平成24年3月期末の純資産合計は2,186千円となりました。

また、新株予約権のうち6,909千円につきましては、行使された場合は、3億3000万円強の資本増強となり、また行使されない場合でも6,909千円の特別利益が計上されます。

以上から当社は、平成24年3月期末において、債務超過の状況にはないと認識しておりましたが、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号(債務超過)の規定する「純資産の額」とは、「純資産の部の合計額+特別法上の準備金等-(新株予約権+少数株主持分)」のため、規定上、「純資産の額」が5,578千円となり、債務超過となってしまいました。

#### 4. 猶予期間

平成24年4月1日~平成25年3月31日

#### 5. 今後の見通し

新株予約権のうち6,909千円につきましては、上記にも記載した通り、平成24年8月16日が行使期限であり、行使された場合は330,260千円の資本増強となり、未行使となった場合は6,909千円の特別利益が計上されることから、平成24年8月末時点において、「純資産の額」はプラスとなる見込みであります。

また、平成24年5月17日付「平成24年3月期 決算短信(非連結)」で発表しておりますとおり、平成25年3月期につきましては、集客サイトが順調に推移しており、不動産関連業務の収益力が高まるため、営業利益50百万円、経常利益50百万円、当期純利益40百万円の見通しであり、債務超過は当事業年度内において解消予定であります。

以上